

アイスランド、模倣品対策ポータルサイトを設立

2011年8月27日

JETRO デュッセルドルフ事務所

アイスランド特許庁は、8月18日、「知的財産権の重要性 (The Importance of Intellectual Property Rights)」と題するアイスランド特許庁創設20周年記念会合を開催し、その冒頭において行われたアーリングスドッティル長官の講演において、模倣品対策ポータルサイト「FALSANIR.IS」の正式な設立が発表された。

「FALSANIR」とは、アイスランド語で「欺瞞」を意味するもので、アイスランド特許庁の他、税関、経済省、教育・科学・文化省、アイスランド映画権利者協会 (SMÁÍIS)、アイスランド著作権協会 (STEF)、アイスランド医薬品庁等の関係機関の協力によって管理・運営されている。

本ウェブサイトは、模倣品やダウンロードについての知的財産の違法性を公衆に対して啓蒙普及することを目的としており、「音楽・映画・ソフトウェア」、「製品・デザイン」、「医薬品」の3つの項目について、模倣品による健康や安全に対する危険性、経済的影響、違法性等を動画や画像、具体的な事例を交え分かりやすく説明している。特に、「音楽・映画・ソフトウェア」の項目については、オンライン・ダウンロードの危険性や著作権者に対する影響等が説明され、動画共有サイト等を頻繁に利用する若年層のためにその親へ向けた注意事項も解説されている。

－ 模倣品対策ポータルサイト (アイスランド語) は、以下参照 －

FALSANIR.IS

－ 「知的財産権の重要性」会合に関するアイスランド特許庁のプレスリリースは以下参照－

[International conference – The Importance of Intellectual Property Rights](#)

－ 「知的財産権の重要性」会合に関するOHIMのプレスリリースは以下参照－

[Report on Iceland conference](#)

(以上)